

人間ドック等補助規程

神奈川県電子電気機器健康保険組合 人間ドック等補助規程

(目的)

第1条 この補助金支給の目的は、神奈川県電子電気機器健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者が、医療機関等において人間ドックを受け、費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、人間ドックの受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(補助対象健診)

第2条 組合が補助を行う人間ドック等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 人間ドック

(2) 脳ドック

(補助対象者)

第3条 受診日の属する年度内において満35才以上の被保険者及び被扶養者である者。

(補助額)

第4条 補助の限度額は下表のとおりとし、年度内1種目1回とする。

	種 目	補 助 額
1	人間ドック	30,000円 利用料実費額が補助額未満のときは実費額とする (税を含む。)
2	脳ドック	15,000円 利用料実費額が補助額未満のときは実費額とする。 (税を含む。)

(補助の方法)

第5条 補助の方法及び申請手続は、次のとおりとする。

(1) 契約健診機関(別添)からの請求に基づき、補助金相当額を契約健診機関に支払う。

(2) 人間ドック等補助金申請書に次の書類を添付し、組合に申請する。

①領収書(写)

②請求書(明細・内訳)(写)

③検査結果通知書(写)

ただし、個人別の費用明細を明らかにできる書類を添付する場合は、検査結果通知書(写)の添付を省略することができる。

(3) 申請は、受診後すみやかに申請すること。

ただし、年度内の申請とする。

(契約の締結)

第6条 第4条の健診補助を受けようとする健診機関と次の契約を締結する。

1. 健診の受託に関すること。

2. 健診の種類、価格に関すること。

3. 受診者の個人情報の秘密厳守及び第三者提供の禁止に関するこ。

(個人情報の秘密の厳守)

第7条 組合は、受診者及び申請者の個人情報の秘密を厳守し、他の用途に使用しないこと。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成17年4月1日から適用し、平成17年5月17日から施行する。

(平成17年5月17日第73回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年2月22日第77回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年2月16日第84回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年2月19日第96回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年2月20日第103回組合会)